

## 私立学校安全対策促進事業費補助金取扱要領

平成15年4月1日

15生文私振第9号

生活文化局私学部長決定

第1 この取扱要領（以下「要領」という。）は、私立学校安全対策促進事業費補助金交付要綱（平成15年3月31日付14生文私振第1175号生活文化局長決定。以下「要綱」という。）に関する細目を定めるものとする。

第2 要綱別表の細目については、次のとおりとする。

### 1 校舎・園舎等の耐震補強工事及び付帯工事

#### (1) 補助対象経費

生徒・園児の安全を確保するために行う補助対象施設に関する耐震補強工事及び実施設計（以下「耐震補強整備」という。）に要する経費とする。ただし、幼保連携型認定こども園においては、子ども・子育て支援法第19条第1号に定める満3歳以上の小学校就学前子どもが日常的に使用する施設等に係る経費を補助対象とする。

#### (2) 補助対象施設

上記(1)における補助対象施設は次のとおりとする。

##### ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造

建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行。以下「新耐震基準」という。）前の基準により建築された校舎、屋内運動場、寄宿舎、講堂、食堂、課外活動施設及び学外研究施設（以下「教育施設等」という。）で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標（以下「Is 値」という。）がおおむね0.7に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「q 値」又は「CtuSd 値」という。）がq 値の場合はおおむね1.0に、CtuSd 値の場合はおおむね0.3に満たないこと、又はIs 値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる建物

なお、補強後の当該建物に係るIs 値がおおむね0.7を超え、かつq 値がおおむね1.0（CtuSd 値の場合はおおむね0.3）を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

##### イ 木造

新耐震基準前の基準により建築された教育施設等で、木造の構造耐震指標（以下「Iw 値」という。）がおおむね1.1に満たないこと、

若しくは  $I_w$  値がおおむね 1.1 以上で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる建物

なお、補強後の当該建物に係る  $I_w$  値がおおむね 1.1 を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。ただし、上記ア及びイの教育施設等については、要綱第 2 に定める学校法人等が所有し、現に学校の用途として使用しているものに限る。

### (3) 補助対象事業

防災機能強化のために行う工事は、上記の補助対象施設に係る柱、壁、梁等の補強や増設等の耐震補強に要する工事とする。

ア 実施設計費（ただし、工事費の 5 % を上限とし、補助金申請年度の前年度支出分まで対象とする。）

イ 柱、壁、梁等の補強又は増設に必要な工事

ウ 庇、窓、天井及び屋上の防水工事、塔屋の撤去・付替等の耐震性能の向上に資するために行う工事

エ 上記イ及びウの工事に伴い必要となる内外装、建具、設備、電気等の工事

オ 上記イ及びウの工事に伴い低下する教室の環境条件を回復するために必要となる照明設備、換気設備、空調設備及び内外装の補修・変更に要する工事

カ 上記イ及びウの工事に伴い必要となる教室等の変更のための工事

キ 補強工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事

ク その他、必要と認められる付帯工事

## 2 校舎・園舎等の耐震診断

### (1) 補助対象経費

生徒・園児の安全を確保するために必要な補助対象施設に関する耐震診断（耐震補強計画を含む。）に要する経費とする。ただし、幼保連携型認定こども園においては、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に定める満 3 歳以上の小学校就学前子どもが日常的に使用する施設等に係る経費を補助対象とする。

### (2) 補助対象施設

上記(1)における補助対象施設は次のとおりとする。

新耐震基準前の基準により建築された教育施設等とする。ただし、要綱第 2 に定める学校法人等が所有し、現に学校の用途として使用しているものに限る。

### (3) 補助対象事業

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により、補助対象年度内に行う耐震診断とする。ただし、診断の結果、耐震補強工事を

実施しない場合も補助対象とする。

### 3 校舎・園舎等の耐震改築工事及び付帯工事

#### (1) 補助対象経費

要領第2 3 (4) に定める補助対象面積に要領第2 3 (5) に定める補助単価を乗じて得た経費とする。ただし、幼保連携型認定こども園においては、子ども・子育て支援法第19条第1号に定める満3歳以上の小学校就学前子どもが日常的に使用する施設等に係る経費を補助対象とする。

#### (2) 補助対象施設

##### ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造

新耐震基準前の基準により建築された教育施設等で、 $I_s$  値がおおむね0.7に満たないこと、若しくは $q$  値がおおむね1.0 ( $C_{tuSd}$  値の場合はおおむね0.3) に満たないことが認められる建物

なお、耐震補強工事では対応できない特別な理由がある建物に限る。

##### イ 木造

新耐震基準前の基準により建築された教育施設等で、 $I_w$  値がおおむね1.1に満たないことが認められる建物

なお、耐震補強工事では対応できない特別な理由がある建物に限る。

ただし、上記ア及びイの教育施設等については、要綱第2に定める学校法人等が所有し、現に学校の用途として使用しているものに限る。

#### (3) 補助対象事業

上記の補助対象施設の全部を除却し、引き続いて従前と用途が著しく異なる建物を建てるために行う実施設計及び工事とする。

##### ア 実施設計費（補助金申請年度の前年度支出分まで対象とする。）

##### イ 工事監理費

##### ウ 補助対象施設の解体撤去費

##### エ 建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）

##### オ 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）

##### カ 電気、照明設備、換気設備及び空調設備等の付帯工事（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事及び同一敷地外の工事は付帯工事に含めない。）

##### キ その他、必要と認められる工事

なお、家具又は備品とみなされるもの（机、いす、タンス及びカーテン等）は、建物に固定されていても原則として補助対象事業に含めない。

また、仮施設に係るものは、補助対象事業に含めない。

#### (4) 補助対象面積

要領第2 3 (2) に定める補助対象施設のうち、地震に対する安全性を確保するために改築が必要と認められる部分の面積（以下「改築必要面積」という。）とし、棟ごとに定める。

改築必要面積の算定は、各階ごとに、壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の水平投影面積を測定して行うものとし、改築必要面積の合計を補助対象面積とする。ただし、改築前の建物よりも延べ床面積の小さい建物を建設した場合は、改築必要面積の合計に建物の縮小率（小数点以下切捨て）を乗じることとし、1平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(5) 補助単価

補助単価は、次のいずれか低い方の額とする。

ア 改築を行う建物が体育館の場合は399,751円、体育館以外の校舎等の場合は346,797円とする。

イ 要領第2 3(3)に定める補助対象事業に要する経費を建築面積で除して得た額（1円未満の端数切捨て）

(6) 建物の取壊し

要領第2 3(2)に定める補助対象施設は、すみやかに取り壊すものとする。

4 アスベストの除去、封じ込め又は囲い込み工事

(1) 補助対象経費

生徒・園児の安全を確保するために行う補助対象建材に関するアスベスト対策のための除去、封じ込め又は囲い込み工事、仮設工事、復旧工事等本体工事、応急措置、専門機関によるアスベストに係る調査分析費及び実施設計（以下「アスベスト対策工事等」という。）のために要する経費とする（調査分析費及び実施設計費は、補助金申請年度の前年度支出分まで対象とする。）。ただし、幼保連携型認定こども園においては、子ども・子育て支援法第19条第1号に定める満3歳以上の小学校就学前子どもが日常的に使用する施設等に係る経費を補助対象とする。

なお、恒久的な対策工事を行わず、応急措置、調査分析又は実施設計のみの事業は除く。

(2) 補助対象建材

アスベスト対策工事等の対象となる建材は、平成8年以前に竣工した建築物（改修工事も含む）等に吹き付けられた石綿等\*又は張り付けられた石綿等\*が使用されている保温材、耐火被覆材等とする。

\*石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める「石綿等」。

5 複数にわたる事業内容（アスベスト対策工事等を除く）を行う場合の補助対象限度額

(1) 複数にわたる事業内容の中に、1棟に対する補強工事又は改築工事を含む場合

1 学校・園当たり3億円

- (2) 複数にわたる事業内容の中に、複数の棟に対する補強工事若しくは改築工事、又は補強工事及び改築工事を含む場合

1 学校・園当たり 6 億円

第 3 要綱に規定する交付の申請等をするときは、要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

## 1 補強

### (1) 事業計画書提出時

ア 設計図書（建物の配置図、平面図、立面図等で用途及び面積を明示したもの。補助対象となる補強工事に該当する部分について明示すること。）

イ 見積書の写し（補助対象経費を明示したもの）

ウ 資金収支予算書

エ 工程表

オ 補強工事に係る建物の耐震診断報告書（補強計画を含む。）の写し

### (2) 実績報告書提出時

ア 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要）

イ 契約書の写し

ウ 建築確認通知書の写し（建築確認申請の必要がない場合を除く。）

エ 工事着手届の写し

オ 工事完了届の写し

カ 引渡書の写し

キ 検査済証の写し（建築確認申請の必要がない場合を除く。）

ク 工事写真

ケ 請求書及び領収書の写し

### (3) その他必要とする書類

## 2 診断

### (1) 事業計画書提出時

ア 設計図書（建物の配置図、平面図、立面図等で用途及び面積を明示したもの。補助対象となる建物を明示すること。）

イ 見積書の写し（補助対象経費を明示したもの）

### (2) 実績報告書提出時

ア 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要）

イ 契約書の写し

ウ 耐震診断報告書（補強計画を含む。）の写し

エ 請求書及び領収書の写し

### (3) その他必要とする書類

## 3 改築

(1) 事業計画書提出時

- ア 設計図書（建物の配置図、平面図、立面図等で用途及び面積を明示したもの）
- イ 建物面積計算表
- ウ 見積書の写し（補助対象経費を明示したもの）
- エ 資金収支予算書及び年度別財源内訳書（単年度工事の場合、不要）
- オ 工程表（年度別進捗状況を明示したもの）
- カ 旧建物の設計図書（アに準じたもの）
- キ 旧建物の耐震診断報告書の写し

(2) 実績報告書提出時

- ア 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要）
- イ 契約書の写し
- ウ 建築確認通知書の写し
- エ 工事着手届の写し
- オ 工事完了届の写し又は年度末工事出来高報告書
- カ 引渡書の写し（工事完成の場合）
- キ 検査済証の写し（工事完成の場合）
- ク 工事写真
- ケ 請求書及び領収書の写し

(3) その他必要とする書類

4 アスベスト対策工事等

(1) 事業計画書提出時

- ア 設計図書（建物の配置図、平面図、立面図等で用途及び面積を明示したもの）
- イ 見積書の写し（補助対象経費を明示したもの）
- ウ 資金収支予算書及び年度別財源内訳書
- エ 工程表
- オ 分析結果報告書等（アスベストの保有が証明できる書類）

(2) 実績報告書提出時

- ア 設計図書（交付申請時と同様の場合は不要）
- イ 契約書の写し
- ウ 工事着手届の写し
- エ 工事完了届の写し
- オ 工事写真
- カ 請求書及び領収書の写し

(3) その他必要とする書類

附 則

この取扱要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（１７生文私振第３３１号）

この取扱要領は、平成１７年度の補助金から適用する。

附 則（１８生文私振第４８５号）

この取扱要領は、平成１８年度の補助金から適用する。

附 則（１９生文私振第２７５号）

この取扱要領は、平成１９年度の補助金から適用する。

附 則（２０生文私振第５１９号）

この取扱要領は、平成２０年度の補助金から適用する。

附 則（２１生文私振第５４号）

この取扱要領は、平成２１年度の補助金から適用する。

附 則（２２生私振第１２４号）

この取扱要領は、平成２２年度の補助金から適用する。

附 則（２３生私振第７９９号）

この取扱要領は、平成２３年度の補助金から適用する。

附 則（２４生私振第３７３号）

この取扱要領は、平成２４年度の補助金から適用する。

附 則（２５生私振第２６８号）

この取扱要領は、平成２５年度の補助金から適用する。

附 則（２６生私振第３６５号）

この取扱要領は、平成２６年度の補助金から適用する。

附 則（２７生私振第５０号）

この取扱要領は、平成２７年度の補助金から適用する。

附 則（２８生私振第１０５号）

この取扱要領は、平成２８年度の補助金から適用する。

附 則（２９生私振第５４号）

この取扱要領は、平成２９年度の補助金から適用する。

附 則（３０生私振第７３号）

この取扱要領は、平成３０年度の補助金から適用する。

附 則（３１生私振第４７８号）

この取扱要領は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（２生私振第３９１号）

この取扱要領は、令和２年度の補助金から適用する。

附 則（３生私振第４３３号）

この取扱要領は、令和３年度の補助金から適用する。

附 則（４生私振第４３４号）

この取扱要領は、令和４年度の補助金から適用する。

附 則（５生私振第３３３号）

この取扱要領は、令和５年度の補助金から適用する。

附 則（６生私振第２１５号）

この取扱要領は、令和６年度の補助金から適用する。

附 則（７生私振第２５９号）

この取扱要領は、令和７年度の補助金から適用する。